

2023年7月25日
丸紅新電力株式会社

東北電力ネットワーク株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

- 災害救助法が適用された市町村

【青森県】西津軽郡深浦町

【秋田県】秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村

- 災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【青森県】西津軽郡鯨ヶ沢町、中津軽郡西目屋村

【岩手県】八幡平市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町

【秋田県】横手市、大館市、鹿角市、由利本荘市、仙北郡美郷町

2. 特別措置の内容

- (1) 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客さまの2023年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、7月、8月および9月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。

※支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

- (2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金）は申し受けません。

※不使用月料金は、基本料金の半額。

- (3) 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年1月末日まで申し受けません。